宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宇和島市における医療機関確保を促進し、市民が安心して医療を受けることができる体制の安定化及び充実を図るため、市内に民間の医療機関の開設又は既存医療機関の事業承継を行う医師又は医療法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　医師　新たに次号に掲げる医療機関の代表として常時勤務する医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。

（２）　医療機関　病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。以下同じ。）及び医師が常時勤務する診療所（医療法第１条の５第２項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。

（３）　医療法人　医療法第39条第２項に規定する医療法人（医療機関を開設する法人に限る。）をいう。

（４）　医療従事者　医療機関において、主として診療の補助に従事する常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条第１項に規定する被保険者等で、１週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。）として新たに採用され、かつ、引き続き雇用される者をいう。

（指定事業者）

第３条　市長は、民間の医療法人又は医師で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものを、補助金の交付を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定することができる。

（１）　市内で開業したことのない医師又は医療法人が新たに保険診療を開始する場合、若しくは、開設者の引退等により市内の医療機関を親族又は第三者へ当該医療機関の保険診療を引き継ぐ場合（法人の場合は市内に主たる事務所を有する法人に限り、かつ、同一法人内における管理者の変更を除く。）で、市内において建物を新築、改修又は増改築して医療機関として継続して診療できる体制を整備する計画を策定していること。

（２）　医療機関の開業後10年以上診療を継続する意志があること。

（３）　診療開始予定日（本補助金で整備する建物で診療を開始する予定の日をいう。以下同じ。）において、医師の年齢が65歳未満であること。

（４）　市が実施する地域医療に関する事業等に協力する意志があること。

（５）　診療開始日（本補助金で整備する建物で診療を開始する日をいう。以下同じ。）までに一般社団法人宇和島医師会（以下「医師会」という。）に加入する意志がある

こと。

（６）　医師会が実施する休日診療に協力する意志があること。

（７）　市長が、補助対象となる診療科目をあらかじめ指定する場合は、その診療科目の診療を行う意志があること。

２　前項に掲げる指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金指定事業者指定申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて市長の指定する期間内に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請を受けたときは、第15条に定める宇和島市医療機関新規開業等支援審議会（以下「審議会」という。）において指定の可否について審議し、審議の結果、指定事業者として指定することを決定したときは、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金指定事業者通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、指定事業者の指定に当たり、必要な条件を付することができる。

５　本指定は、同一の医師及び医療法人が複数回受けることはできない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

（１）　初期投資に係る経費（前条の規定により指定事業者の指定を受けた日以降に実施したものに限る。）

ア　土地の取得に係る経費

イ　建物の取得、改修又は増改築に係る経費

ウ　医療機器その他診療に必要と認められる備品の購入に係る経費

エ　その他医療機関の開設に係る経費

（２）　雇用に係る経費　新たに雇用された医療従事者が、継続して１年間勤務した場合の人件費とし、診療開始から連続する３年間にわたり補助する。ただし、２年目以降は前年の雇用者数よりも純増した場合に対象とする。

２　診療開始日の直近の勤務先が本市の医療機関であり、３年以上常時勤務した経験がある場合（診療開始日の前日から起算して過去５年の間に限る）は、勤務医加算として補助金の額に5,000千円加算する。

３　補助金の額及び上限は、別表に掲げるとおりとする。

（変更の申請）

第５条　指定事業者は、第３条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、その旨を宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金変更承認申請書（様式第３号）に変更内容の確認ができる書類を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金変更承認通知書（様式第４号）により、速やかに指定事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項の審査について、必要に応じて審議会において審議することができるものとする。

（指定の取消し及び補助金の返還）

第６条　市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、補助金交付を中止するとともに、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、その理由が医師（医療法人に所属する医師を除く。）の病気、死亡その他やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

（１）　第３条第１項又は第８条に規定する要件を欠くに至ったとき。

（２）　診療開始日において、医師の年齢が65歳以上であるとき。

（３）　指定事業者の責に帰すべき理由により、指定を受けた日の翌日から起算して１年以内に建物工事を開始しないとき。

（４）　指定事業者の責に帰すべき理由により、診療開始日から10年に達する日までの間に１年以上医療機関を休止したとき。

（５）　第５条の規定による届出を怠ったとき。

（６）　指定事業者の責に帰すべき理由により、医療機関を開設した日から10年に達するまでの間に医療機関を廃止し、かつ、別の医師等に承継できなかったとき。

（７）　医師免許の取消し等により、医療機関の業務を継続できなくなったとき。

（８）　虚偽その他不正な手段により指定事業者の指定を受け、補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（９）　補助金を他の用途に使用したとき。

（10）　市税を滞納したとき。

２　市長は、指定事業者が勤務医加算を取得している場合に指定事業者の責に帰すべき理由により、医療機関を開設した日から10年に達するまでの間に別の医師等に承継した場合でも、勤務医加算に係る補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の一部を返還させることができる。ただし、その理由が医師（医療法人に所属する医師を除く。）の病気、死亡その他やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金取消決定通知書（様式第５号）を交付するものとする。

（診療開始日の届出）

第７条　指定事業者は、医療機関の診療開始日を定めたときは、その旨を宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金診療開始日届（様式第６号）にて市長に届け出なければならない。

（指定事業者の責務）

第８条　指定事業者は、診療開始日から10年を経過するまでの間、次の各号に掲げる要件を継続して満たさなければならない。

（１）　当該医療機関における診療を継続すること。

（２）　本市が実施する地域医療に関する事業等に協力すること。

（３）　医師会に加入すること。

（４）　医師会が実施する休日診療に協力すること。

（５）　市長が、補助対象となる診療科目をあらかじめ指定する場合は、その診療科目の診療を行うこと。

（交付申請）

第９条　指定事業者は、次の各号の補助金の交付を受けようとするときは当該各号に定める方法により市長に申請しなければならない。

（１）　初期投資に係る経費及び勤務医加算の補助金申請の場合

診療開始日の翌日から起算して30日以内に宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付申請書（初期投資に係る経費・勤務医加算）（様式第７号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（２）　雇用に係る経費の補助金（以下「雇用促進加算」という。）申請の場合

補助金の申請は診療開始日から１年を経過した日から起算して30日以内に宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付申請書（雇用促進加算）（様式第８号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。２年目以降も同様とする。

２　指定事業者は、本補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　前項ただし書による交付申請をした指定事業者は、第１項第１号の交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第９号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付決定）

第10条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により指定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた指定事業者（以下「補助事業者」という。）は、30日以内に補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第12条　市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、補助事業者に対して、診療状況、経理状況等について報告を求め、監査をし、又は調査をすることができる。

２　市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、関係各所に調査を行い、又は、意見を求めることができる。

（関係書類の保管）

第13条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（他の制度等との調整）

第14条　この要綱に基づく補助金の交付は、この補助金と対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けている補助事業者に対しては行うことができない。

（医療機関新規開業等支援審議会）

第15条　指定事業者の指定に関する事項を審議するため、宇和島市医療機関新規開業等支援審議会を設置する。

２　審議会の委員は、会長に保健福祉部長をもって充て、その他の委員は、市長が別途指定する。

（取得財産の管理等）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

３　市長は、補助事業者が前項の市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年６月12日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　この要綱の失効の日以前に第３条の規定により指定事業者の指定を受けた者については、この要綱の規定は、失効後もなおその効力を有する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><td>補助の種類</td><td colspan="3">補助金の額及び上限</td></tr>
<tr><td rowspan="2">初期投資に係る経費</td><td>新築</td><td>補助対象経費の１／２
上限　50,000千円</td><td rowspan="2">診療開始日の直近の勤務先が本市の医療機関であり、３年以上常時勤務した経験がある場合（診療開始日の前日から起算して過去５年の間に限る）
補助金の額に5,000千円加算</td></tr>
<tr><td>改修又は増改築</td><td>補助対象経費の１／２
上限　20,000千円
ただし、土地取得費は、補助対象経費の１／２を上限とする。</td></tr>
<tr><td>雇用に係る経費</td><td colspan="3">新たに雇用された医療従事者が、継続して１年間勤務した場合に係る人件費
上限　1,000千円</td></tr>
</table>

備考

１　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　初期投資に係る経費に対する補助は、診療開始日以降に交付するものとする。

３　雇用に係る経費に対する補助は、診療開始日から起算して１年を経過した日以降に交付するものとする。２年目以降は、診療開始日から１年を経過した日から起算して同様とする。

様式第１号（第３条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金指定事業者指定申請書

年　　月　　日

宇和島市長　　様

申請者
住　所
名　称
代表者(氏名)

指定事業者の指定を受けたいので、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第３条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

（１）　診療に従事する者の医師免許証の写し
（２）　申請者が個人の場合にあっては履歴書、法人の場合にあっては現在事項全部証明書
（３）　医療機関の敷地の平面図及び周辺の見取図
（４）　医療機関の建物の平面図（改修の場合は改修前後が分かること）
（５）　補助対象経費に係る見積書その他の金額が確認できる書類
（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

事　業　計　画　書

1　事業者の概要

氏名又は名称		代表者氏名	
住所又は所在地			
電　話		ＦＡＸ	
電子メール			
診療予定科目			
その他参考事項			

2　医療機関事業計画

（1）　計画の概要

補助の種類	新築　　改修　　増改築			
医療機関名仮称				
目　的				
事業所の 予定地				
総事業費	円			
工事期間	着手	年　月　日	完成	年　月　日
診療開始予定日	年　月　日			
予定従業員数	医　師　名　　看護師　名 その他（職種　　）　名			
本市の医療機関での 勤務経験 （医療機関名称及び 勤務期間）				
事業承継の場合の 承継元医療機関名				

（2）　事業費内訳

（単位：円）

区　分	種別・規模・能力・数量等	金　　額
土地		
建物		
償却資産		
その他		
合計		

（注）1　区分ごとに明細書を付すこと。

2　この表では欄が不足する場合は、別紙にして提出すること。

（3）　資金計画

（単位：円）

区　　分	金　　額
自己資金	
事業用資産売却	
借入金	
その他	
合計	

（4）　既存の事業の概要（事業承継の場合記載すること）

区　分	種別・規模・能力・数量等	金　　額（円）
土地		
建物		
機械・装置		
構築物		
その他		
合計		

様式第２号（第３条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金指定事業者通知書

第　　号

申請者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで申請があった指定事業者指定申請書については、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第３条の規定により次のとおり指定することとしたので通知します。

年　　月　　日

宇和島市長

医療機関名仮称				
事業所予定地				
工事期間	着手	年　　月　　日予定	完成	年　　月　　日予定

条件

１　指定した事業について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに市長に申請しなければならない。

（１）　申請事項の変更

（２）　診療開始予定日の変更

（３）　事業の休止又は廃止

２　指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、補助措置を中止するとともに、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、その理由が医師（医療法人に所属する医師を除く。）の病気、死亡その他やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

（１）　第３条第１項又は第８条に規定する要件又は条件を欠くに至ったとき。

（２）　指定事業者の責に帰すべき理由により、指定を受けた日の翌日から起算して１年以内に建物工事を開始しないとき。

（３）　指定事業者の責に帰すべき理由により、診療開始日から10年に達する日までの間に１年以上医療機関を休止したとき。

（４）　第５条規定による届出を怠ったとき。

（５）　指定事業者の責に帰すべき理由により、医療機関を開設した日から10年に達するまでの間に医療機関を廃止し、かつ、別の医師等に承継できなかったとき。

（６）　医師免許の取消し等により、医療機関の業務を継続できなくなったとき。

（７）　虚偽その他不正な手段により指定事業者の指定を受け、補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（８）　補助金を他の用途に使用したとき。

（９）　市税を滞納したとき。

様式第３号（第５条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金変更申請書

年　　月　　日

宇和島市長　　様

申請者
住　所
名　称
代表者(氏名)

年　　月　　日付で申請した指定事業者指定申請の内容を変更したいので、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

指定年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号
変更理由	
変更年月日	年　　月　　日
変更事項 及び参考資料	

（注）変更の内容を確認できる資料を添付すること。

様式第４号（第５条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金変更承認通知書

第　　号

申請者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで申請があった変更申請については、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第５条の規定により次のとおり承認することとしたので通知します。

年　　月　　日

宇和島市長

医療機関名仮称				
事業所予定地				
工事期間	着手	年　　月　　日予定	完成	年　　月　　日予定
変更承認の項目及び内容				

条件

１　指定した事業について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに市長に申請しなければならない。

（１）　申請事項の変更

（２）　診療開始予定日の変更

（３）　事業の休止又は廃止

２　指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、補助措置を中止するとともに、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、その理由が医師（医療法人に所属する医師を除く。）の病気、死亡その他やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

（１）　第３条第１項又は第８条に規定する要件又は条件を欠くに至ったとき。

（２）　指定事業者の責に帰すべき理由により、指定を受けた日の翌日から起算して１年以内に建物工事を開始しないとき。

（３）　指定事業者の責に帰すべき理由により、診療開始日から10年に達する日までの間に１年以上医療機関を休止したとき。

（４）　第５条規定による届出を怠ったとき。

（５）　指定事業者の責に帰すべき理由により、医療機関を開設した日から10年に達するまでの間に医療機関を廃止し、かつ、別の医師等に承継できなかったとき。

（６）　医師免許の取消し等により、医療機関の業務を継続できなくなったとき。

（７）　虚偽その他不正な手段により指定事業者の指定を受け、補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（８）　補助金を他の用途に使用したとき。

（９）　市税を滞納したとき。

様式第５号（第６条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金指定事業者指定取消通知書

第　　号

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付で行った指定事業者の指定については、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第６条の規定により取り消したので通知します。

年　　月　　日

宇和島市長

医療機関名仮称	
所在地	
支払済補助金	
取消理由	
補助金の返還又は賠償等に関する事項	

様式第６号（第７条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金診療開始日届

年　　月　　日

宇和島市長　　様

届出者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療を開始する日が決まりましたので、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき届け出ます。

指定年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号
診療開始日	年　　月　　日
従業員数	人（うち新規雇用従業員　　人）
標榜する診療科目	

添付書類

・診療開始日が確認できる資料（写し可）

様式第７号（第９条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付申請書
（初期投資に係る経費・勤務医加算）

年　　月　　日

宇和島市長　　様

所在地
名称
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

（１）　医療機関開設届又は開設許可事項の変更届（保健所の受付印のあるもの）の写し（指定事業者が医療法人の場合は、医療機関開設許可書又は開設許可事項の変更届の写し）
（２）　補助対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し
（３）　次のいずれかに該当する場合は、その書類の写し
ア　土地を取得した場合は、全部事項証明書
イ　建物を新築、改修、又は増改築した場合で、建築確認通知書又は検査済証などの手続きを経た場合はその書類の写し
（４）　土地、又は建物の図面
（５）　補助金の対象となるものの写真
（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

1　事業者の概要

氏名又は名称		代表者氏名	
住所又は所在地			
電　話		ＦＡＸ	
電子メール			
診療科目			
その他参考事項			

2　医療機関の概要

（1）　実施の概要

医療機関名称				
目　的				
事業所所在地				
総事業費	円			
工事期間	着手	年　月　日	完成	年　月　日
診療開始日	年　月　日			
従業員数	医　師　名　　看護師　名 その他（職種　　）　名			
本市の医療機関での勤務経験（医療機関名称及び勤務期間）				
事業承継の場合の承継元医療機関名				

（２）　事業費内訳

（単位：円）

区　分	種別・規模・能力・数量等	金　　額
土地		
建物		
償却資産		
その他		
合計		

（注）１　区分ごとに明細書を付すこと。

２　この表では欄が不足する場合は、別紙にして提出すること。

（３）　資金計画

（単位：円）

区　　分	金　　額
自己資金	
事業用資産売却	
借入金	
その他	
合計	

（４）　既存の事業の概要（事業承継の場合記載のこと）

区　分	種別・規模・能力・数量等	金　　額（円）
土地		
建物		
機械・装置		
構築物		
その他		
合計		

３　勤務する医療従事者の内訳書（診療開始日現在）

氏名	生年月日	職種（看護師・その他）

（注）　この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

様式第８号（第９条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付申請書
（雇用促進加算）

年　　月　　日

宇和島市長　　様

所在地
名称
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

（１）　雇用状況が確認できる書類
（２）　賃金の支払状況が確認できる書類

勤務する医療従事者の内訳（交付申請書提出日現在）

氏名	生年月日	職種（看護師・その他）

（注）　この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

様式第９号（第９条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

宇和島市長　　様

所在地
名称
代表者氏名

　　年　　月　　日付け指令第　　号で交付決定の通知があった宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定したので宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付要綱第10条の交付決定額　　円

２　補助金の交付申請時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　円

３　消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　円

様式第10号（第10条関係）

宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付決定通知書

第　　号

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで申請があった補助金の交付については、次のとおり決定したので、宇和島市医療機関新規開業等支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

年　　月　　日

宇和島市長

補助の種類	補助金の金額
	円
	円
	円
合　計　金　額	円